



11月は「ちば国保月間」 国保税は納期内に納めましょう

問 町民税務課 国保年金係 ☎77・3913

国民健康保険(以下「国保」)税は、皆さんの医療費に充てられる国保の貴重な財源です。国保税の納め忘れのないよう、納期限までに納付してください。

国保税を滞納している人…

特別な事情もなく長い間国保税を滞納すると、その期間に応じて次のような取り扱いになります。いざというときに困らないよう、国保税は納期限内に納めましょう。

- ① 国保税を納めないでいると、通常の保険証の代わりに**有効期間の短い保険証(短期証)**が交付されます。
- ② 短期証発行後も納付相談などをせずに滞納状態が続くと、保険証の代わりに**資格証明書**が交付されます。医療機関にかかるときは、**医療費をいったん全額自己負担**することになります。
- ③ さらに納付相談などをせずに滞納状態が続くと、**国保の給付が全部、または一部差し止め**になります。それでも納めないでいると、差し止められ

た保険給付額から滞納分が差し引かれます。

納付相談を行っています

やむを得ない諸事情で国保税の納付が困難な方は、滞納したままにせず、納付方法について早めに町民税務課収税係(☎77-3916)までご相談ください。

会社の保険に入ったら

就職などで社会保険などに加入して国保をやめる時は、原則14日以内に届け出が必要です。届け出を行わないと国保税と社会保険料が二重に賦課されてしまう場合があります。国保年金係までご連絡ください。



健康のために 巡回特定健康診査を実施します

問 町民税務課 国保年金係 ☎77・3913

社会保険に加入されている被扶養者の方を対象とした、巡回特定健康診査を次のとおり実施しますので、対象となる方は受診してください。

- 開催日 12月1日(火)
- 受付時間 午前9時30分～11時30分
- 会場 役場南庁舎
- 対象者 健康保険協会・全国健康保険協会(協会けんぽ)などに加入している**被扶養者**
- 国保加入者は対象外です。**
- 健診内容** 特定健康診査
- 開催日 12月1日(火)
- 受付時間 午前9時30分～11時30分
- 会場 役場南庁舎
- 対象者 健康保険協会・全国健康保険協会(協会けんぽ)などに加入している**被扶養者**
- 国保加入者は対象外です。**
- 健診内容** 特定健康診査
- 健診費用 受診券に記載
- 持参する物 受診券・保険証(受診券は、加入中の社会保険にご確認ください)
- 詳細の問合せ (一社) 千葉衛生福祉協会 千葉診療所 健康管理部 ☎043-224-2016 FAX043-224-2605

3歳児健診・1歳6カ月健診を実施します

問 保健センター ☎77-1891

お子さんの健やかな成長のための大切な健診ですので、必ず受診してください。

- 開催日
 - ・3歳児健診(平成29年1月生まれ) **【11月2日(月)】**
 - ・1歳6カ月児健診(平成31年3月～平成31年4月生まれ) **【11月9日(月)】**
- 時間 混雑緩和のため、受付時間を変更しています。詳しくは案内通知をご覧ください。
- 会場 保健センター
- 内容 案内通知をご覧ください。
- その他 令和2年4月以降実施予定だった方から順次健診をご案内します。令和2年度健康カレンダーに掲載している年間予定とは、異なる日程と対象者でのご案内となりますのでご注意ください。

年金

国民年金保険料
社会保険料控除の対象です

町民税務課 国保年金係 ☎77・3912
 千葉年金事務所 ☎043・242・6320
 年金加入者ダイヤル ☎0570・003・004

国民年金保険料は所得税法および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、令和2年1月から令和2年12月までに納められた保険料全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけでなく、ご家族（配偶者やお子さまなど）の負担すべき保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。なお、本年中に納付した保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間に保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付される

予定です。申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。

また、令和2年10月1日から令和2年12月31日までの間に今年初めて保険料を納められた方は、翌年の2月上旬に送付される予定です。

税法上非常に有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れないようにきちんと納めましょう。



75歳の誕生日を迎えられる方へ

町民税務課 国保年金係 ☎77・3912
 千葉県後期高齢者医療広域連合 ☎043・308・6768

75歳になられる方は、今まで加入していた国民健康保険や健康保険組合、共済組合などから抜けて、後期高齢者医療制度に加入します。誕生日以降に使用する後期高齢者医療被保険者証は、誕生日の1カ月前までには郵送で送付します。

また、誕生日を過ぎた後、およそ1〜2カ月経過してから保険料通知書および納付書を送付しますので、確認の上納付をお願いします。保険料の納付方法はその後、原則として特別徴収（年金天引き）へと変更となります。年金から天引きが始まるまでの間や、年金から天引きができない場合または希望されない場合など、便利な口座振替をお勧めいたします。

■納付に関する注意事項

75歳を迎えてからすぐには、年金天引きは始まりません。その間は納付書で納付いただくか、口座振替をお申し込みいただけます。申し出により特別徴収（年金

天引き）から普通徴収（口座振替）に変更することができ。希望される方は、国保年金係までご連絡ください。国民健康保険税を口座振替で納付されていた方でも、後期高齢者医療保険料の口座振替を申し込まれていない方は、あらためて手続きが必要です。

保険料が未納のままの場合、被保険者証の有効期限が1年から6カ月へと短くなる恐れもありますので、納め忘れなどに十分ご注意ください。

■健康保険の被扶養者がいる場合の注意点

被保険者（75歳になられる方）の被扶養者の方も、加入している会社の健康保険から脱退するため、新たに国民健康保険などの医療保険制度への加入手続きが必要となりますのでご注意ください。（自動的に切り替わりません）

他の医療保険制度への加入手続きを行わなかった場合、一時的に医療費が全額自己負担となることがあります。